

誰もが、誰かの、
たからもの。

しまね教育振興ビジョン

令和7年度 - 令和11年度

令和7年3月

島根県教育委員会

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県



目 次

I	計画の策定について	1
II	島根らしい魅力ある教育の推進	3
III	家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開	4
IV	島根を愛する人づくり	6
V	全体構成	7
VI	基本目標	8
1	すべての子どもが学びの主人公 ～一人ひとりを尊重する学校～	8
2	実体験に根ざした本物の教育 ～地域とともにある学校～	8
3	挑戦心、探究心が育つ学びの環境 ～子どもも大人も学び成長する学校～	8
VII	育てたい資質・能力	9
1	学びの土台をなす人間力	9
2	学びの中核をなす学力	10
3	学びを展開する社会力	11
VIII	教職員の資質・能力が発揮される環境の整備	13
IX	基本目標を実現するための具体的施策	15
1	発達の段階に応じた学力の育成	16
2	教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援	30
3	地域との協働による学びの充実	38
4	教育の基盤となる環境の整備と充実	44
	【参考資料1】（「島根県総合教育審議会」関連）	
(1)	諮問文	54
(2)	答申文	55
(3)	島根県総合教育審議会委員名簿	56
(4)	島根県総合教育審議会における審議等の経過概要	57
	【参考資料2】	
(1)	島根県教育大綱	58

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画を令和5年6月に閣議決定しました。

さらに、同年12月には、こども基本法（令和5年4月1日施行）に基づく「こども大綱¹」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の方向性を示して、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくため、しまね教育振興ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。

また、この策定に当たっては、「第2期島根創生計画」（令和7年3月策定）、次期「島根県教育大綱」（令和7年3月策定）との整合を図っています。

3 計画の期間

教育ビジョンの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の実施主体

教育ビジョンは、県教育委員会が主体性をもって進めていくとともに、市町村・市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）、幼児教育施設、保護者そして、子どもたちに関わるすべての関係者が、それぞれの責任と役割のもとに、教育ビジョンの実現に向けて施策を進められるよう働きかけていきます。

¹ こども大綱とは、こども政策を総合的に推進するため、国が定めたこども施策の基本的な方針のこと。

5 計画推進の取組

教育ビジョンを着実に推進するため、次の取組を行います。

(1) 教育に関わる多様な主体との連携・協働

教育ビジョンを着実に推進するため、知事部局や市町村等と連携・協働して、施策に取り組みます。

また、学校・家庭・地域をはじめ、大学・企業・専門家・ボランティア・NPO・各種団体などの多様な主体と連携・協働して、県民一体となった施策の推進を図ります。

(2) 計画の周知と県民の意見の把握

教育関係者や保護者をはじめとする県民の理解を得るため、県教育委員会及び知事部局の広報媒体や各種会議を活用して積極的に情報提供を行い、教育ビジョンの周知を図ります。このうち、教職員に向けては、教育ビジョンの趣旨を理解し日々の教育活動に活かせるよう、研修などを通じて周知を図ります。

また、県の広聴制度や各種会議等を通じて県民の意見を的確に把握し、施策への反映を図ります。

(3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」や県の行政評価において、毎年、教育ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。あわせて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。

また、教育ビジョンの計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や国における教育制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。

Ⅱ 島根らしい魅力ある教育の推進

1 「誰もが、誰かの、たからもの。」

島根では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信しています。

家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。そして、豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業などの地域の資源を人から直接学び、経験することの中から、周囲の人々への感謝の気持ちが生まれ、生まれ育った地域を好きだと感じ、誇りに思う気持ちが育つこと。それらが自分の存在への感じ方に反映された結果、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、自己肯定感が育まれます。

お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を展開します。

2 人とのふれあい、つながりによる学び

島根には、人と人々が直接ふれあい、つながりながら大人も子どももともに学ぶ合う地域社会があります。子どもたちが、最も身近で、毎日当たり前に感じる地域を素材に学ぶことは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域への愛着や誇りにつながっていきます。

また、人が人から学ぶ、人が人を育てる学びは島根の強みであり、こうした学びは、実社会で生きるために必要となる力になるとともに、育った地域や、住んでいる地域の将来に関わり、支えたいという思いにもつながります。

3 子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現

島根には、豊かな自然や歴史・文化、人との関わりの中で、本物に触れる体験等を通して学ぶことができる恵まれた環境があります。こうした学びから、子どもたちの学びへの興味や関心が高まり、主体的に学びに向かう意欲が生まれます。

幼児教育施設²から小学校³、中学校⁴、高等学校、特別支援学校まで、学校種を超えた連携を図りながら学びをつなぎ、子どもたちの主体性や多様性を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力、得意な分野を伸ばすことによって、子どもたちの将来の夢や希望の実現を支援します。

² 幼児教育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等のこと。

³ 小学校には、義務教育学校前期課程を含む。

⁴ 中学校には、義務教育学校後期課程を含む。

Ⅲ 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

1 学校の役割

今日の教育は、単なる知識及び技能の習得だけでなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、他者と協働しながら課題を解決していく力や、自分の良さや可能性を認識できる自己肯定感を育むことが重要となってきています。

学校は、子どもたち一人ひとりの夢の実現を支援し、自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育む場ですが、子どもたちは、学校だけで育まれるものではなく、地域社会における多様な人々との関わりや、それを通じた様々な経験を重ねていく中でも育まれます。

子どもたちに関わる大人の生きた言葉や活動によって、子どもたちは、現実社会で起きていることや、伝えられていることなどを実感できたり、多様な生き方があることを学び、人生の選択肢を拡げたりしていくことができます。そうした地域とのつながりや大人との関わりを通して、自分を見守り、育ててくれていることへの感謝の気持ち、地域に恩返しをしたいという気持ちが育まれます。

また、地域にとっても、子どもたちの成長を軸にした学校との連携・協働は、新たな学びや生きがい、楽しみを得るなど、住民一人ひとりの活躍の場の創出や、地域文化を守っていく活力を生み出すことにつながっています。

学校は、子どもたちの学びや成長を保障する役割に加え、社会資源として地域や地域住民の社会生活の核にもなってきており、その役割は大きくなっています。

2 家庭との連携

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化が進むなど家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、身近な地域における親をはじめとする保護者への支援の必要性が大きくなってきています。

子育ては保護者の責任であり義務ではありませんが、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などを提供していくことが必要となってきています。

学校においては、教職員が日々、教育に対する使命感や子どもたちに対する深い理解と愛情により子どもたちの成長を支えています。こうした教職員の姿を保護者の方々にも理解していただき、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるよう、学校と家庭が連携していくことが重要です。

3 地域との協働

県内の多くの小中学校、全ての県立学校においては、学校運営協議会⁵を設置しており、学校運営に地域を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることとしています。

また、県内のすべての市町村では、小中学校において地域学校協働活動⁶を通じた学校と地域の連携・協働が図られており、地域の方々が教育活動に参画することで児童生徒の学びの充実に繋がっています。

県立高校においては、教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、令和3年度までに全ての県立高校に構築されました。

学校運営協議会の充実と、これらの協働体制における取組が一体となって推進されることにより、学校と地域の方々が、地域の子どもたちにどのように育ててほしいのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めます。

⁵ 学校運営協議会とは、委員である保護者代表や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する協議会のこと。

⁶ 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

IV 島根を愛する人づくり

第2期島根創生計画に掲げる「人づくり」は、島根に住む若者を増やし、その若者が、生産や消費といった経済活動だけでなく、地域の活力の源になることをそのゴールとしています。

そのため、若者が家と職場の往復だけでなく、外へ出て、スポーツ、文化活動、国際交流などで、まずは「人と関わる」ことから始め、ボランティア活動や社会貢献活動を行うことで「社会と関わる」ことへ、そして、地域づくりに参加し、地域の課題に真剣に向き合うことを目指しています。

島根の教育では、子どもたちがふるさと教育⁷で、身近な地域から島根全体まで、自然や歴史・文化、伝統、産業、人物などをよく知り、体験します。そして、各学校段階での探究的な学びでは、地域をはじめ日本や世界にどのような課題があるのかをより広く知り、自分が将来、どのような立ち位置で、どのような役割を果たすのかなどに想いを馳せる学びを進めます。

その結果、まずは、どこに住んでいようとも、自分の住んでいる地域の人々に関わりを持ち、地域社会に貢献する人に育ってほしいと考えています。

そして、学びの素材が島根であること、取り上げる地域課題が身近なものであることで、学習効果が高まり、結果として島根を愛し、島根に住み続けたい、一旦は県外に出ても島根に戻ってきたい、と思う若者が増えることを期待しています。

さらに、日本や世界を見渡す広い視野をもち、島根に想いを馳せながら活躍する若者も出てきてほしいと考えています。

そのためには、子どもたちの選択肢を拡げ、希望する道に進むために必要な資質・能力を身に付けることが大切です。

子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現に向けて、学校と家庭・地域が連携・協働した学びを推進します。

⁷ ふるさと教育とは、義務教育段階における各教科や総合的な学習の時間において、身近なふるさとの「ひと・もの・こと」を教育資源として活用した教育活動のこと。この活動での体験や学びが、地域への「愛着・誇り」「貢献意欲」「実行力」を育むとともに、探究的な学びにもつながっていくもの。

V 全体構成

基本目標

すべての子どもが
学びの主人公
[一人ひとりを尊重する学校]

実体験に根ざした
本物の教育
[地域とともにある学校]

挑戦心、探究心が育つ
学びの環境
[子どもも大人も学び成長する学校]

育てたい資質・能力

学びの土台をなす人間力

- ① 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスの取れた生活をおくる力
- ② 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- ③ 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- ④ 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- ⑤ ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

学びの中核をなす学力

- ① 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ② 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- ③ 問題を発見し定義する(問いを立てる)力
- ④ 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- ⑤ 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- ⑥ 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

学びを展開する社会力

- ① 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- ② 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ③ 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- ④ 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

大切にしたい教育環境

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれもっている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習(地域課題解決型学習等)
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ DX化の進む現代社会に対応できるICT活用を含む情報活用能力を育成する教育

- ・ 自己と社会の関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

基本目標を実現するための具体的施策

- 1 発達の段階に応じた学力の育成
 - ・ 基礎学力の育成
 - ・ 幼小連携・接続の推進
 - ・ 理数教育の充実
 - ・ ICTを活用した教育の推進
 - ・ ふるさと教育や探究的な学びの推進
 - ・ 読書活動の推進
 - ・ 国際理解教育の推進
 - ・ キャリア教育の推進
 - ・ 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上
 - ・ 人権教育の推進
 - ・ 道徳教育の推進
- 2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援
 - ・ インクルーシブ教育システムの推進
 - ・ 不登校児童生徒等への支援
 - ・ 学校と福祉の連携の推進
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援
 - ・ 学び直しの体制の充実
- 3 地域との協働による学びの充実
 - ・ 地域との連携・協働の推進
 - ・ 地域を担う人づくり
 - ・ 社会教育における学びの充実
 - ・ 家庭教育支援の推進
 - ・ 体験活動の充実
- 4 教育の基盤となる環境の整備と充実
 - ・ 学びを支える指導体制の充実
 - ・ 教職員の人材育成
 - ・ 働き方改革の推進
 - ・ 学校危機管理体制の充実
 - ・ 学校施設の環境改善の推進
 - ・ 部活動の地域連携・地域移行
 - ・ 図書館サービスの充実
 - ・ 文化財の保存・継承と活用
 - ・ 私立学校への支援

教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

- ・ 働き方改革による子どもと向き合う時間の確保
- ・ 多様で充実した研修機会の確保
- ・ 教職員の人材確保

学校・家庭・地域

VI 基本目標

「しまね教育魅力化ビジョン」においては、島根の教育が目指すべき方向性として、「基本理念」（ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり）を示していましたが、近年、学校教育に求められるものがますます複雑化、多様化している現状から、より具体的で、実情に即した「基本目標」を掲げることとしました。

以下に3つの基本目標と、それぞれの目標を実現するために必要な「学校の姿」を示します。

1 すべての子どもが学びの主人公 ～一人ひとりを尊重する学校～

こども基本法（令和5年4月1日施行）の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことが何より重要です。

人権を尊重する学校として、すべての子どもがそれぞれの個性と能力を最大限に活かして、自分の夢や可能性を見出し、追求し、人との関わりの中で幸福に生きることができる教育環境を整えていく必要があります。そのためには、教職員、保護者、地域住民など私たち大人が、相互の人権を尊重する姿を子どもに示すことが大切です。

また、近年、学校の教職員に対する過度の要求やクレームなどが問題となっていることから、教職員の人権が尊重され、守られる学校であることも重要です。

2 実体験に根ざした本物の教育 ～地域とともにある学校～

島根が全国に先駆けて取り組み、実績を積み上げてきた「地域とともにある学校」の良さを活かす教育を推進します。

教育におけるICT活用は時代の要請であり、これを推進する必要があることは言うまでもありませんが、そのような時代であるからこそ、特に子ども時代に豊かな自然や歴史・文化、風土など、ふるさとの特色を活かした実体験を通じて、自らの身体と感性で、物事の本質を読み解く力を育成することが重要です。

3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境 ～子どもも大人も学び成長する学校～

求められる基礎的な知識及び技能は時代とともに変化しています。基礎学力の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力を活かし、柔軟に対応することを通じて、子どもの夢や挑戦心を育むことが重要です。

受動的に知識を身に付けるだけでなく、学んだことを使って現実の問題を考えたり、問題を発見したり、問いを立てて探究したりする主体性が育まれるよう学びの環境を工夫する必要があります。また、自分が自分たちの生きる社会の未来を構築していく側の一員であることを自覚し、社会が必要としている改善や改革に関心をもち、社会に貢献する気持ちを醸成することも必要です。そのためには、自分は何のために学ぶのかを、子ども自身が自覚できる教育をめざすとともに、大人にとっても学び成長できる学校になることが必要です。

VII 育てたい資質・能力

「しまね教育魅力化ビジョン」においては、3つの育成したい人間像を掲げ、それらを「人間力」「学力」「社会力」と結びつけ、それぞれに含まれる具体的な資質・能力をさらに明示しました。

この教育ビジョンでも、こうした基本的な方向性に変わりはありませんが、子どもたちが自分の個性に応じて自ら育ち変わろうとする、そのような教育環境を整えることも重要です。

以下に、「人間力」「学力」「社会力」と、それぞれに含まれる具体的な資質・能力について、これからの時代を見据えた際に、一定程度、必要と考えられる力や姿勢を示します。あわせて、これらの資質・能力の育成に向けて子どもたちの主体的な学びを促す適切な教育環境についても、「大切にしたい教育環境」として示しています。

1 学びの土台をなす人間力

ここでいう人間力とは、いわゆる学力の根底にある資質・能力を意味しています。

豊かな自然や風土をもち、長い歴史の中で引き継がれてきた文化が息づく、この島根で生まれ育ったことの強みを土台としながら、これからの時代を生き抜くために必要な、基本的な資質・能力を育てたいと考えています。

家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業など地域の資源を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ち、それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自己を肯定的に捉えようとする気持ちが育まれます。

こうした自己や他者に対する基本的な肯定感をベースに、自他に対する高い人権意識を早期から身に付けることは、これからますます国際化する社会を生きていく上でも重要です。

また、今日では、GDP等の経済的な豊かさでは測れない、生活の質やより広く心身の豊かさを表すウェル・ビーイング（Well-being 身体的、心理的、社会的に良好な状態）という概念が重視されるようになり、SDGsの目標3に掲げられたり、日本政府の「成長戦略実行計画（2021年）」でも言及されたりしています。

これからの時代を生きていく子どもたちには、自らの心身の健康や生活を認識し、改善を図ろうとする力も大切です。もちろん子どもたちと共に生きていく大人の側（保護者や教職員など）が自らのウェル・ビーイングを高めていこうすることも重要です。

- (1) 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- (2) 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- (3) 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- (4) 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- (5) ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

【大切にしたい教育環境】

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれもっている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

2 学びの中核をなす学力

ここでいう学力とは、1つには各教科の学力を意味しています。小学校に始まる教科学習によって基礎的な学力が育まれ、中学校から高等学校へと各教科の高い学力を育てていくことは学校教育の中心的な取組であり、子どもたちが自分の個性や能力を活かしてその進路を選択し、進学へ、職業生活へと向かっていく上で、これからの社会においても、その重要性に変わりはありません。

一方で、学校教育を生涯にわたる学習、自己実現、自己成長の視点から考えた場合、その主要な目的が各教科の学力育成にとどまるものではないこともまた明らかです。教科学習は、主体的に学ぼうとする姿勢、思考力・判断力・表現力など、子どもたちがその個性や能力を活かしながら一生を通じて学びを継続していく力の育成につながることで、子どもたちの力となります。

基礎学力や各教科の学力の延長線上に、未知の課題を発見したり、自分らしく課題を探究したり、より深く学ぼうとしたりする、より広い学びの力が育っていくことに加えて、子どもたちが主体的に自らの学びを組み立てたり、学びの意欲を維持し続けたり、自分に合った学びの方法を開発したりする「自立した学びの力」が育っていくことを重視しています。

また、これからの社会で必要とされる学力の育成を考える際、その基盤となる知識及び技能とは何かを意識することが重要であり、ICTやAIが目まぐるしい速さで発達する今日の社会において、こうしたツールを適切に使いこなしたり、情報を収集・選択・蓄積・分析したりする力は必須のものとなります。

GIGAスクール構想のもと、一人一台端末等の教育環境が整備されつつありますが、子どもたちがそれらを真に使いこなして、自分の学びの力を高めていくに当たっては、ICTがもたらすクラウド環境を活かして、複数の他者の考えを同時に共有・参照しながら、自分の考えを更新したり、他者の考えを確認、質問する交流をしたりしながら学びを深め、主体的に学びに向かう力を育成することが重要となります。そのための教職員の専門的な指導力が必要となることに加えて、個々の子どもの置かれている、学校だけではなく地域社会や家庭の教育環境も含めた日常的な環境が大きな影響を及ぼします。

ICTは世界中どんな場所に住んでいても、自分の求める学習内容にアクセスし、自分に合った教育を受けることができる技術ではありますが、その活用にあたっては、家庭や地域と連携して、端末の適切な使用や情報モラルについて、指導していく必要があります。

- (1) 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- (2) 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- (3) 問題を発見し定義する（問いを立てる）力
- (4) 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- (5) 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- (6) 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

【大切にしたい教育環境】

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習等）
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ D X化の進む現代社会に対応できる I C T活用を含む情報活用能力を育成する教育

3 学びを展開する社会力

ここでいう社会力には、大きく2つの意味があります。1つは、いわゆる社会性です。誰もが家族、地域社会、学校、職場など様々な社会集団に属しながら、他者との関係の中で生きていくことになるため、その際に必要な社会的規範を身に付けたり、他者と協力しながら協働的に生きていくなどの集団適応力を一定程度身に付けたりすることが必要になります。

学校教育は、そうした社会性を育む場でもありますが、こうした従来から必要とされる社会性にも変化が生じつつあります。これまで当たり前と思われていた、例えば男らしさ、女らしさという意識などに含まれている問題点や矛盾が社会的に意識されるようになり、人々の多様な在り方や価値観を尊重していこうとする考えが広まっています。こうした流れは国際化による異文化理解の波と相まって、教育現場にも大きな意識改革が求められています。

学校は、これからの社会を創造していく子どもたちが、こうした従来の当たり前を捉え直したり、多様性を認め合ったり、意見の異なる人々の中で相手を認めつつ自分の意見を主張したりといった、新たな社会性を身に付けていく場でもあります。

もう1つは、学びを社会に展開していく力という意味での社会力です。これまで、ともすると学校で学ぶ教科の知識及び技能は、一步、学校の外に出れば自分の普段の生活とは関わりのないものと捉えられる側面もありましたが、こうした状況を改善するために、現行の学習指導要領は小学校から「総合的な学習の時間」を設定し、高等学校での「総合的な探究の時間」につなげていこうとしています。

このような動向が生まれている背景として、習ったことを正確に憶え、再現したり応用したりするだけの知識、いわゆる受動的な知識では太刀打ちできないような社会がすでに到来していること、より複雑化する世界情勢・社会状況においては、まだ誰も出会ったことのない未知の課題に対峙し、これに果敢に挑戦し、既存の方

法を打ち破る新たなアプローチを創出し、新しい価値のある解を生み出すことが求められていることなど、大きな時代の流れがあることを捉えておく必要があります。

このように社会力は、学んだことを日常生活や社会に活かそうとする姿勢、自分の身近な課題に気づき、学んだ知識及び技能を活かして解決を模索する姿勢、やがてはそうした姿勢が社会的変革（イノベーション）をもたらすような発明・発見に結びついていく、そのような力のことを意味しています。

- (1) 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- (2) 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- (3) 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- (4) 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

【大切にしたい教育環境】

- ・ 自己と社会との関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

学校教育の担い手であり人的教育環境の中核である教職員は、その持てる力を十分に発揮しながら、生き生きとした姿で自らの志す理想の教育を胸に抱き、子どもたちの前に立つことが重要です。そのためには、教職員が自分の資質・能力をより高めることで、教育をよりよいものに改善していこうとする、そのような方向に向かえるようにすることが重要です。

現在、教職員の働き方改革の取組を進めており、長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、より本質的には、教職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。

本来、子どもが好きで、学校という職場が好きで、学校で子どもたちが学んで成長する姿が何よりの喜びである、このような教職員の普通の在り方を取り戻していくことが必要です。そのためには、教職員が教科指導の工夫・改善に取り組むことができる時間を優先的にどう確保するかが重要です。とりわけ基礎学力の定着を図る上で、また、子どもたちの主体的で探究的な思考を育む上でも、教職員の教え方（新たな教材や指導法の開発・実践、効果的なICT活用など）は重要な鍵となります。教職員がそうした授業改善に取り組むことができるよう、多様で充実した研修機会と時間を確保することが必要です。

一方、生徒指導（生活指導、進路指導、教育相談などを含む）や学級経営など、教科指導を支える基盤となる教育についても、その知識及び技能を向上させることは重要です。また、特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する知識及び技能も多く求められるようになっていきます。しかし、こうした知識及び技能は多岐に渡っており、具体的な関わり方や支援方法等を習得するには一定の時間も必要です。

このような状況から、国においても、専門性をもった人材を教育現場にできるだけ配置するよう、取組が進められていますが、スクールカウンセラー⁸、スクールソーシャルワーカー⁹、スクールロイヤー¹⁰、退職した経験豊かな教職員、地域の人々、保護者など、さまざまな人的資源と学校が連携・協働すること、学校教育を学校内だけで閉じたものと考えず、開かれた場として構築していくことなど、様々な工夫や協働によって、個々の教職員が抱えている課題を軽減し、得意とする領域を伸ばしながら教育に取り組めるよう、教職員を支援する環境の充実を図る必要があります。

こうした領域の研修についても、教職員自身が知識及び技能を習得することに加えて、多様な職種との連携を図るための知識及び技能を身に付ける機会を設けてい

⁸ スクールカウンセラーとは、心理の専門的知識、技術を活用し、子どもたちや保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携するなどして、必要な支援を行う専門家のこと。

⁹ スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門的知識、技術を活用して、子どもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、子どもたちや保護者への必要な支援を行う専門家のこと。

¹⁰ スクールロイヤーとは、学校を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士のこと。学校や教育委員会からの相談に対して法に基づいた助言を行う。

く必要があります。

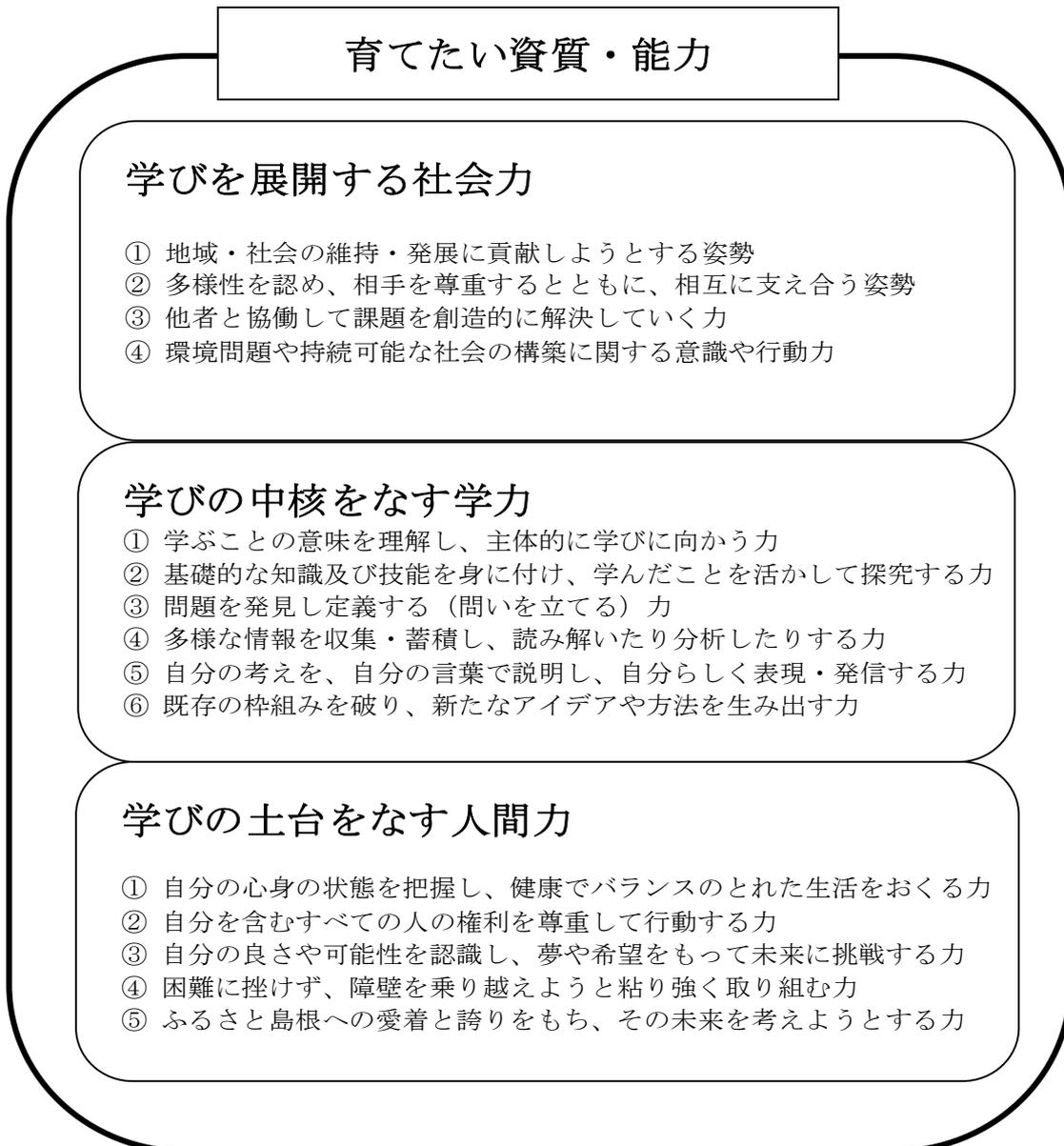
このようにして教職を魅力あるものに改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教職員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

IX 基本目標を実現するための具体的施策

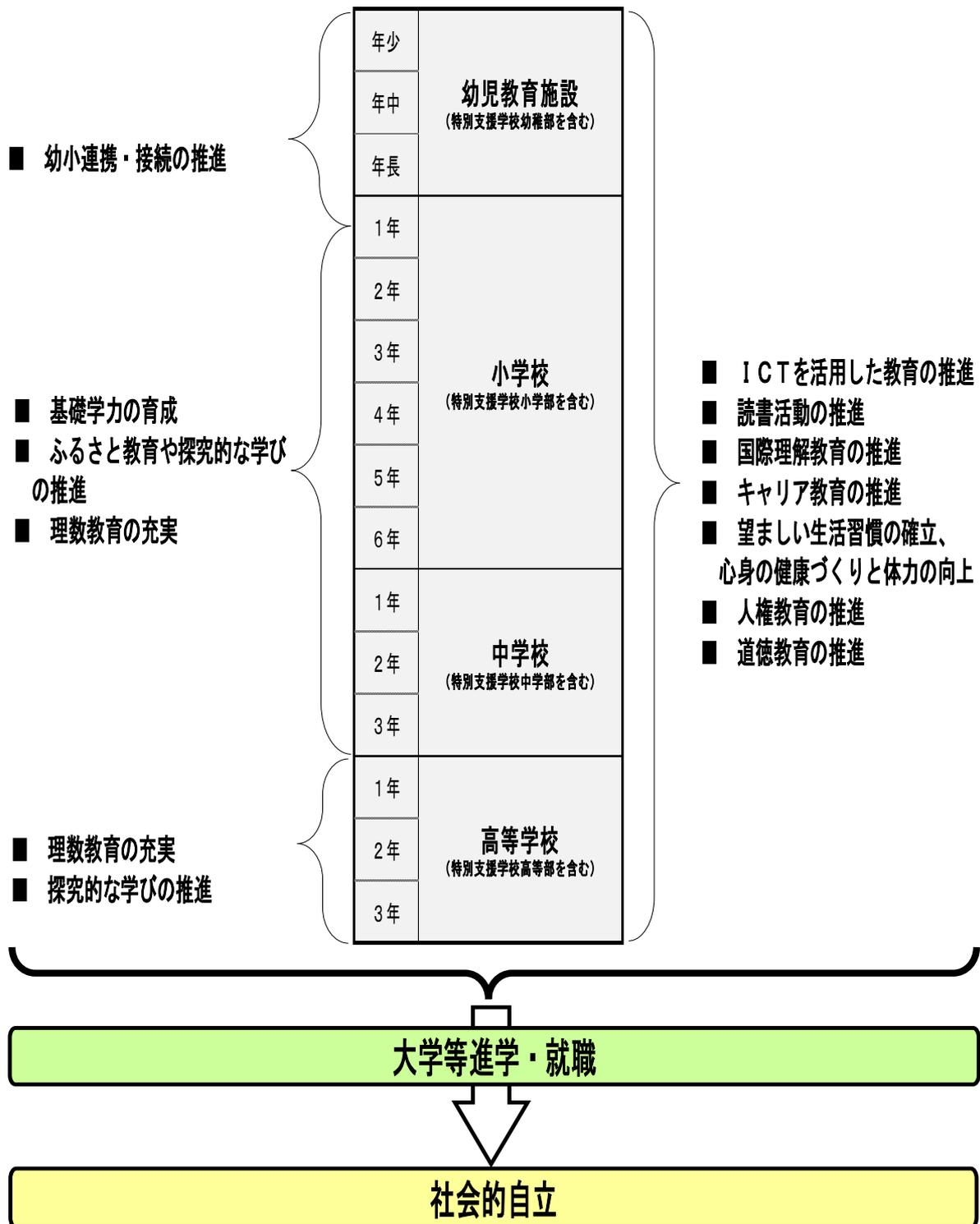
基本目標を実現するため、県教育委員会は、市町村教育委員会をはじめ、学校・家庭・地域と連携・協働して、次の4つの柱により具体的な施策を推進します。

- 1 発達の段階に応じた学力の育成
- 2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援
- 3 地域との協働による学びの充実
- 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

なお、この教育ビジョンにおいて、「学力」とは、以下の「育てたい資質・能力」を示しています。



1 発達段階に応じた学力の育成



(1) 基礎学力の育成

[現状と課題]

- 「しまねの学力育成推進プラン」(令和3年3月策定)を踏まえ、「授業の質の充実」「家庭学習の充実」「地域に関わる学習の充実」を3つの柱として、学力育成に取り組んできました。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果を全国と比較すると、
 - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率が低い傾向
 - ・ 全ての教科において、高正答率者が少ない傾向
 - ・ 基礎的な知識及び技能の定着や活用力が身に付いていない可能性
 - ・ 中学校において家庭学習を1時間以上している生徒の割合が少ない傾向
 - ・ 小学校、中学校ともに、地域の行事に参加している児童生徒の割合が高い傾向などが見られます。
- 急激な情報技術の進展による情報化やグローバル化といった社会的な変容に対応するために、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を、各学年を通じて体系的に育てていくことが必要です。
- 小学校、中学校では「総合的な学習の時間」、高等学校では「総合的な探究の時間」を中心に探究的な学びを深めています。自ら問いを立て、主体的に学習する態度を育成する取組はまだ十分とは言えません。また、生活の中にある身近な課題を発見し、その解決に向けて、教科の枠を越えた教科等横断的な学習¹¹に取り組む授業が十分には展開されていません。

[今後の方向性]

- 「第2期しまねの学力育成推進プラン」(令和7年3月策定)における、「目指す授業像」に向けた取組により、児童生徒が「できた・わかった・やってみよう」と実感できる授業を展開します。
- 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等¹²について、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、児童生徒に対する学習を支援するとともに、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランを作成し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達段階に応じたデジタル教材や学習アプリ等、一人一台端末を活用した学びを推進します。

¹¹ 教科等横断的な学習とは、児童生徒が、ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学びのこと。

¹² 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等とは、学力の基盤は、「ことばの知識」、「数・量・形などについて日常体験の中で子どもが自分で育んだ知識」、「学んだ内容を自分の知識に関連づけ、推論する力」であるという慶應義塾大学の今井むつみ教授の研究によるもの。

- 学校図書館を活用した授業や、学校で学んだ知識及び技能を地域社会の課題解決に役立てる活動等を通じ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成します。
- 授業と家庭学習を結びつけた指導等により、児童生徒が自主的に学習計画を立て、課題の探究に取り組むことができる「自立した学びの力」を育成します。
- 学習習慣の定着を図るため、放課後児童クラブにおいても、宿題や読書等に集中して取り組める環境を整備する市町村を知事部局と連携して支援します。
- 豊かな自然や歴史・文化、伝統、人との関わりの中で本物に触れる学びを通して、学びへの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう意欲を醸成します。
- 小学校、中学校、高等学校を通じて、主体的に学習する態度の育成や教科等横断的な学習の推進に向け、授業改善の取組を引き続き行い、各学校の好事例を共有する機会を設けるなど、教員研修のより一層の充実を図ります。

(2) 幼小連携・接続の推進

[現状と課題]

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基盤となる自立心や思考の芽生え、人と関わる力や豊かな感性などの資質・能力を育みます。
- 全県的に幼児教育の質の向上を図るためには、市町村の幼小連携・接続に係る体制整備を進める中で、幼児教育施設、小学校、地域、保護者が幼児教育の重要性を認識することを土台として、連携して取り組むことが必要です。
- 幼児教育施設は多種多様であり、島根県幼児教育センターの令和6年度「幼小連携・接続に関する実態調査」によると、円滑な幼小連携・接続のためのカリキュラムを協働で作成しているのは、幼児教育施設で3割、小学校では3割に満たない状況です。

[今後の方向性]

- 「しまねの架け橋期の教育ガイド」(令和7年3月策定)に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期¹³の教育の充実を図ります。
- 幼小合同会議や保育・授業研修会などを通して、幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組により、小学校低学年段階の安定した学級づくりを推進します。
- 架け橋期の教育のつながりを意識しながら、「カリキュラムコーディネーター¹⁴」や「架け橋アドバイザー¹⁵」などを活用して幼小連携・接続に取り組む市町村を支援します。
- 幼児教育施設と小学校との協働により架け橋期のカリキュラムを編成できるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村が実施する研修への支援や市町村幼児教育アドバイザー¹⁶等への指導・助言を行います。

¹³ 架け橋期とは、幼児教育と小学校教育をつなぐ、5歳児から小学校1年生までの2年間のこと。

¹⁴ カリキュラムコーディネーターとは、架け橋期のカリキュラムの作成や実践をサポートする者のこと。

¹⁵ 架け橋アドバイザーとは、小学校1年生の通常の学級において、カリキュラムの内容が十分に実践できるよう、架け橋期の子どもの発達の段階を考慮した学級づくりを支援する者のこと。

¹⁶ 幼児教育アドバイザーとは、幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

(3) 理数教育の充実

[現状と課題]

- これからの時代において、デジタルや理数の知識及び技能、思考力を備えた人材を育成していくことが求められますが、現状として、高校入学後、理数系の学科に進む生徒が少ない状況です。
- どのような職業に就いても、物事に対して、根拠をもって筋道を立てて考える論理的な思考力は非常に重要となりますが、理数の知識や技術が社会でどのような役割を果たしているのか、理数教科を学ぶことによって身に付くものの見方や考え方が、社会生活の中でどれだけ重要であるかが理解されておらず、子どもたちの将来の選択肢を狭めている可能性があります。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、次の項目で全国平均を下回っています。
 - ・ 「算数の勉強は好きだ」「授業の内容はよく分かる」という児童の割合
 - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率
 - ・ 算数の指導として、発展的な学習の指導に取り組んでいる学校の割合
 - ・ 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を意識的に設けている学校の割合

[今後の方向性]

- 各教科等の学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握した児童生徒の学習支援や、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランの作成等により、小学校における理数教育の充実を支援します。
- デジタル等、成長分野を支える人材育成のため、県立高校において、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施や、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化します。
- 理系人材の育成のため、理数系・デジタル分野への進学を目指す生徒の資質・能力の育成に特化した高校独自の取組やDXハイスクール指定校¹⁷の先駆的な取組を展開します。
- 専門高校（専門科系総合学科高校を含む）への理数教員の配置により、生徒の理数系分野への興味・関心や学びへ向かう意欲の喚起、進路の選択肢を拡げるための取組を推進します。

¹⁷ DXハイスクール指定校とは、国の高等学校DX加速化推進事業を活用し、次の取組を実施する高校のこと。

(1) 情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校の環境整備
(2) 情報Ⅱ等の履修に必要な設備等の環境整備、デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースの整備等

(4) ICTを活用した教育の推進

[現状と課題]

- 国においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「GIGAスクール構想」を推進しており、一人一台端末などを活用した学習活動が一層促進されるよう求められています。本県でも、各学校において様々な取組により、一人一台端末の活用が進められています。
- 一方、令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、令和5年度の小中学校においてICT機器を授業で週3回以上活用する割合は、小学校6年生で45.9%（全国平均59.5%）、中学校3年生で40.0%（同66.2%）で全国平均を下回っている状況です。
- 高校においても、令和5年度の教員を対象としたアンケートによれば、一人一台端末を使った授業実践を「全く行っていない」教員が26%であり、十分に活用されているとは言えない状況です。
- 県内においては、IT人材やデジタル技術等、成長分野を支える人材が不足しており、小学校、中学校、高等学校の発達の段階に応じた育成が求められています。
- 中山間地域・離島等の高校において開設できない科目への対応、生徒の習熟度に応じた学習、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障等、生徒のニーズに応じた学習支援が必要となっています。
- ICT活用スキル向上のための教員研修を実施していますが、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、授業デザイン及び教員の指導スキルの向上に向けた研修等の更なる充実が必要です。

[今後の方向性]

- 子どもたちの情報活用能力の育成に向けて、一人一台端末の日常的な活用を促すとともに、授業や家庭学習での効果的な活用について好事例を収集し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じてデジタル教材や学習アプリ等による学習を行うなど、一人一台端末の活用を推進します。
- DXハイスクール指定校において、デジタル技術を活かした探究学習や、「情報Ⅱ」科目の開設による高度な情報教育の展開、専門高校における情報教育の充実を図ります。
- 多様な学習ニーズに対応するため、遠隔授業を実施する配信拠点センターを構築します。

- 授業や家庭学習における一人一台端末の更なる活用を図るため、研修等を通じて教職員のICT活用スキルの向上を図るとともに、授業改善に向けた取組を推進します。

(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進

[現状と課題]

- 本県では、ふるさと教育や、各学校段階での探究的な学びなど学校と地域が連携・協働した教育活動を行っており、子どもたちは、人々との関わりの中で地域の魅力を再発見し、主体的に学びに向かう意欲や思考力・判断力・表現力を育んでいます。
- ふるさと教育は、学校と地域が互いに目的を共有し、身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として活用しながら取り組んでいます。学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況もみられることから、ふるさと教育の質を担保しながら、必要に応じて活動内容を見直しています。
- ふるさと教育をより充実した教育活動にするためには、学校と地域の担当者が情報共有する場の充実や、双方の連絡調整役のコーディネーター等の人材育成など、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みを充実させる必要があります。
- 各学校段階で実施されている探究的な学びは、小学校、中学校の「総合的な学習の時間」や高等学校の「総合的な探究の時間」を中心に実践されていますが、さらに各教科等における学びや、教科等横断的な学びを進めていく必要があります。
- 高校では、小中学校での学びを発展させ、各高校の特色を活かしつつ、地域だけでなく地元企業や大学等とも連携した取組を通して、自己の生き方や進路選択とのつながりを意識した探究的な学びを深めています。

[今後の方向性]

- ふるさと教育を通して育まれた地域への愛着や誇り、貢献意欲などと教科等の学びを結びつけることによって学習効果を高め、子どもたちの実行力を育成します。
- 中学校区で運営する、ふるさと教育ネットワーク会議により、学校と地域の連携・協働体制の充実を図ります。
- ふるさと教育の趣旨を踏まえた教育活動と各学校段階における探究的な学びを充実させるため、研修等を通じて教職員の理解を深めるとともに、コーディネーター人材を育成します。
- 高校において、主幹教諭や探究学習推進担当者を中心とした校内指導体制の充実を図るとともに、松江、出雲、石見エリアに配置した高大連携推進員などにより、県内大学との連携による学びや、「しまね探究フェスタ」の開催等、課題解決に向けた行動や視野が広がる取組を推進します。

(6) 読書活動の推進

[現状と課題]

- 「第5次島根県子ども読書活動推進計画」(令和6年3月策定)に基づき、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を推進するため、乳幼児期からの読書習慣の定着を図るとともに、学校における読書活動や身近な市町村立図書館等における読書環境の充実に向けた支援を行う必要があります。
- 読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに、読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進しています。
- 全ての県立学校に学校司書を配置するとともに、小中学校の学校図書館を拠点に子どもたち一人ひとりに寄り添った学びの支援を行うための「学びのサポーター¹⁸」または「学校司書」を配置する市町村を支援しています。
- 令和5年度「全国学力・学習状況調査」によると、「読書は好き」と肯定的な回答をした割合は、中学校では全国平均並みであり、小学校では下回っています。また、平日に学校の授業以外で全く読書をしない児童生徒の割合が高く、30分以上読書をする児童生徒の割合が低いなど、依然として改善されていない状況にあり、年齢が進むにつれて読書離れの傾向もみられます。
- 県教育委員会の令和6年度「子ども読書アンケート」によると、小中学校の学校図書館を活用した学習は、国語や「総合的な学習の時間」を中心に取り組まれています。幅広い教科での更なる活用により、情報活用能力や思考力、判断力、表現力の育成を図る必要があります。

[今後の方向性]

- 子どもたちの豊かな感性や表現力、創造力や情操を育むため、発達の段階に応じた読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの本に親しむ環境づくりを推進します。
- これからの子どもたちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科等横断的に授業で活用するとともに、ICTの活用を効果的に結び付けた学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育の更なる推進のため、市町村及び学校における研修の機会を確保します。
- 障がいのある子どもや日本語能力に応じた支援が必要な子どもなど、多様な教育的ニーズのある子どもたちへの読書機会を確保するため、バリアフリー資料の充実や多文化サービスなどについての職員の理解促進を図ります。

¹⁸ 学びのサポーターとは、学校図書館を拠点として児童生徒一人ひとりの学びに寄り添う役割を担う者のこと。

(7) 国際理解教育の推進

[現状と課題]

- グローバル化が進展する社会において、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションを通じて多様な価値観に触れることにより、国際的な視野をもち、自らが主体的に行動できる人材を育成することが求められています。
- 紛争や対立、感染症や環境問題といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に付けるための教育が求められています。
- 外国語教育において、複数技能を統合した言語活動を通じて「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の力をバランスよく育成し、実際のコミュニケーションにおいて適切に活用できる技能を身に付けられるよう、指導を工夫・改善する必要があります。
- 国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを話すことができるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し、韓国との真の友好関係を実現できるよう、竹島問題に関する学習に積極的に取り組む必要があります。

[今後の方向性]

- 外国語指導助手（ALT）や国際交流員の活用、地域に住む外国人との交流等により、子どもたちが国際的な視野をもつことができる学習を推進します。
- 高校において、短期を含めた国外からの生徒の留学や、帰国・外国人生徒の受入体制の充実を図るとともに、海外先進校への教員の短期派遣や国内の先駆的な事例研究を通して、海外大学等への進学促進を見据えた教員の指導力向上を図ります。
- 教科学習や「総合的な学習の時間」等において、子どもたちが持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、その解決に向けた環境、経済、社会、文化等の各側面から総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての意識を深め、国際的な視野に立って課題を解決しようとする意欲を育成します。
- 知事部局や関係機関と連携しながら、教科学習や学級活動等における竹島に関する学習の充実を図り、本県の課題を主権者として考え、解決を図る力を育む教育を推進します。

(8) キャリア教育の推進

[現状と課題]

- 子どもたちが自らの活動を記録・蓄積し、自分の学習状況の振り返りや、将来への見通しをもちながら主体的に学びに向かう力を育むために、キャリア・パスポート¹⁹を活用した教育活動に取り組んでいます。
- 子どもたちの振り返りの後に、新たな学習等への意欲につなげる取組が不足している状況が見受けられます。また、子どもたちに学ぶことと社会で生きていくことの関連性の理解を深める工夫が必要です。
- 子どもたちが社会的・職業的に自立していくためには、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要となっています。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合は、前年度に比べて増加し、中学校では、全国平均を上回っています。また、令和6年度の高校魅力化アンケートでは「地域や社会で起こっている問題やできごとに関心がある」に対する県内高校生の肯定的回答の割合も全国平均を上回るなど、全国と比較して高い水準であり、社会に能動的に関わろうとする意欲が喚起されつつあります。

[今後の方向性]

- 就学前から高校までの発達の段階に応じ、各学校等において、教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 教科学習と地域資源を活用した探究的な学びなどを結び付け、地域づくりに参画する学習等を通じて、子どもたちが自分らしい在り方や生き方を考える教育を推進します。
- 学校全体でキャリア教育の質の向上に取り組むことができるよう、教員の経験年数に応じた研修において、キャリア教育について学ぶ機会を設けるとともに、好事例の展開を図ります。

¹⁹ キャリア・パスポートとは、子どもたちが自らの活動を記録し蓄積する教材であり、自分の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するために活用するものこと。

(9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

[現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は、少子化、地域とのつながりの希薄化に加え、価値観の多様化、メディアの急激な普及などの社会環境や生活環境の変化により、心身の不調や裸眼視力の低下など、現代的な健康課題が顕在化しています。
- 子どもたちが生涯にわたって健康な生活をおくるためには、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康問題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持・増進を図る知識や能力を身に付けることが必要です。
- 子どもたちのメディアに接する時間が長くなったことも影響し、睡眠時間が6時間未満の割合が、小学生で増加しています。睡眠不足は、集中力や記憶力の低下につながり、学習や日常生活に支障がでることもあります。
- 生活習慣の乱れにより、朝食を欠食する子どもの割合は増加傾向にあり、また毎日食べている子どもでも、主食のみの割合が増加しています。
- 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県の子どもの体力合計点は全国平均を上回る状況です。一方で、令和5年度しまねっ子！元気アップ・レポートによると、運動をする子としない子の二極化や、高校の女子における運動離れの割合が増加しています。

[今後の方向性]

- 学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成するとともに、「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」(令和7年3月改訂)に基づき、各学校の学校保健計画の策定や学校保健活動の取組を支援します。
- スマートフォンやタブレット等、メディアとの接触による健康への被害や睡眠の重要性について、学校だよりなどで啓発するとともに、保護者も参加する行事やメディア教室等を通じて、子どもや保護者の理解を深める取組を推進します。
- 「食の学習ノート」の活用などにより、子どもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、栄養教諭を中心とした食育を推進します。
- 体力・運動能力の向上は、健全な体の発達だけでなく心の発達や学びの意欲の向上にもつながることから、幼児期の遊びや学校における運動・競技などを通じて、発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

(10) 人権教育の推進

[現状と課題]

- こども基本法の理念²⁰を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことで、すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を最大限に活かせる教育環境の実現が求められています。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題や、いじめや不登校の認知件数が増加していることから、これまで以上に人権教育の充実を図り、子どもたちの生命と尊厳を守るための教育環境を実現することが求められています。
- すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けて、子ども自身が自らを権利主体として自覚し、自分や他者の生命と尊厳を守るための行動力を身に付けることが求められています。

[今後の方向性]

- 自分の人権とともに他者の人権を守るための行動力の育成をめざして、研修や学校訪問等を通じて教職員の理解を深めるとともに、自他の人権を尊重するロールモデルとしての教職員の姿を子どもたちに示すことなどにより、日常的に高い人権意識が浸透した教育環境づくりを推進します。
- すべての教育活動において、こども基本法の理念を踏まえた具体的な実践を積み重ねることで、子どもたち一人ひとりに権利の主体としての自覚を促すとともに、自他の生命と尊厳を守る積極的な態度や行動力を育む人権教育を推進します。
- 身近なことから、歴史的・国際的な人権侵害、デジタル社会における新たな形の差別に至るまで、様々な人権課題とその解決について、子どもたちが学び、考え、日常生活に活用することで、幸福な共生社会をつくりだすための行動につながる人権教育と人権学習を推進します。

²⁰ こども基本法の理念とは、すべての子どもについて、基本的な人権が守られること、平等に教育が受けられること、意見を言える機会が確保されること、その意見が尊重されることなど、こども施策の実施に当たっての考え方のこと。

(1) 道徳教育の推進

[現状と課題]

- 道徳教育では、学校の教育活動全体を通して、子どもたちが主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う必要があります。
- 子どもたち一人ひとりが高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培うことが大切です。
- 互いに尊重し協働しながら社会を形成していく上で必要となる礼儀や、規範意識、思いやりの心などを育むためには、市町村との連携のもと、幼児教育施設や学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 本県では、上記などの道徳性を育み、他者を意識した行動の表れを「ふるまい」と総称し、乳幼児から大人まで「しまねのふるまい」を定着させる取組を進めています。

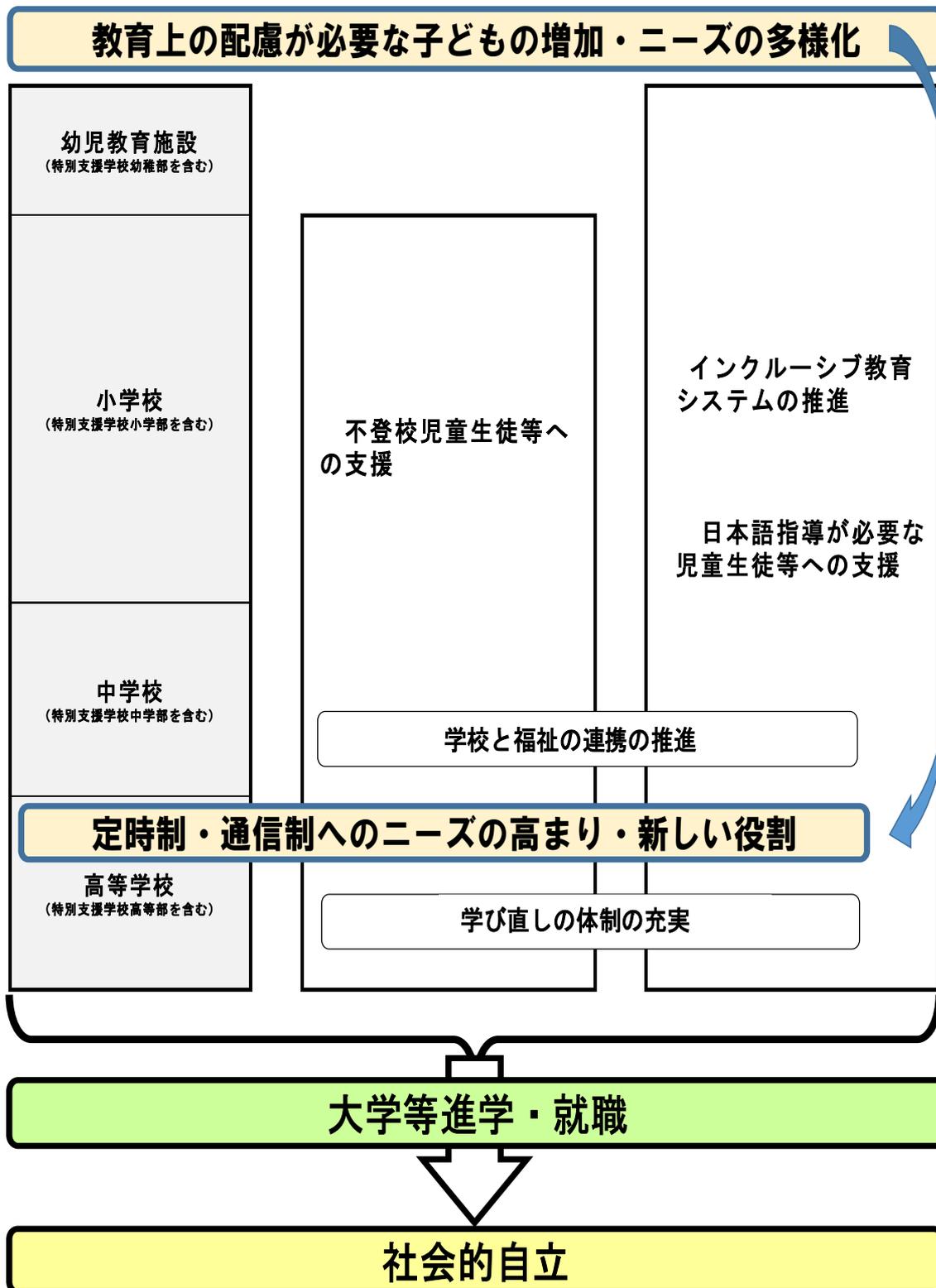
[今後の方向性]

- 小学校、中学校での「特別の教科 道徳」の計画的、発展的な実施や、高等学校における道徳教育推進教師²¹を中心とした、学校教育全体を通じた道徳教育を推進します。
- よりよい社会の形成に主体的に参画する意識が高まるよう、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験などの体験活動を通して「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。
- ふるまいの定着に向け、「ふるまい推進員²²」の派遣により幼児教育施設、小学校における幼児児童、保護者や保育者等への研修を支援します。

²¹ 道徳教育推進教師とは、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師のこと。

²² ふるまい推進員とは、「しまねのふるまい」の向上や定着を目指した研修を支援する指導者のこと。

2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援



(1) インクルーシブ教育システムの推進

[現状と課題]

- 特別な支援が必要な子どもたちは年々増加しており、障がいも多様化しています。また、幼児教育施設や小中学校、高校の通常の学級においても、発達障がいのある子どもやその可能性のある子どもが増加しています。
- 特別支援学校だけでなく、特別支援学級や通級による指導など、「多様な学びの場」における教育環境の充実が求められており、全ての教職員等が特別支援教育に対する理解を深め、適切に対応することが重要です。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行ってきましたが、さらに教員の指導力を高め、個々の実態に応じた効果的な指導を進めていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちが自立し社会参加していくためには、障がいの早期発見・早期支援が重要ですが、障がいに対する理解や関係機関との連携が不十分なために、支援が遅れるといった現状があります。
- 就学前から社会参加までの一貫した支援が必要ですが、情報共有や引継ぎが不十分なために支援につながらなかったり、途切れたりする事例が見受けられます。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶとともに、障がいのある子どもが地域活動等に参加し、社会の一員として豊かに生きることができるとともに、共生社会の実現に向け、障がいやインクルーシブ教育システム²³に関する理解をさらに進めていく必要があります。

[今後の方向性]

- 特別な支援が必要な子どもたちが、「多様な学びの場」で適切な指導と必要な支援を受けて、その個性と能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、市町村や関係機関と連携した教育を推進します。
- すべての教職員等が、特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制の充実を図ります。
- 特別支援教育のセンター的機能²⁴を担う特別支援学校の担当教員や教育事務所の特別支援教育支援専任教員²⁵により、幼児教育施設や小中学校、高校への巡回相談など、必要な助言・指導を行います。

²³ インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。

²⁴ 特別支援教育のセンター的機能とは、地域の幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校からの要請に応じて障がいのある子どもに関する巡回教育相談などを行う特別支援学校が担う役割のこと。

²⁵ 特別支援教育支援専任教員とは、小中学校の教員が抱える特別な支援を要する児童生徒の学習指導や学級経営等の課題の迅速な解決を図るために各教育事務所に1名配置されている相談業務を担う教員のこと。

- 小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを実現するため、市町村教育委員会や各学校のLD（学習障がい）のある児童生徒への指導・支援に関する研修や助言指導を実施します。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズ、障がいの状態や特性に応じた適切な指導を行うため、非常勤講師の配置等により支援体制の充実を図ります。
- 早期からの支援をより充実させるため、市町村、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談支援体制づくりを地域の実情に応じて進めるとともに、保護者や支援者に対して相談窓口の周知を図ります。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、関係機関が共有し、支援を引き継ぐことができるよう、個別の教育支援計画²⁶の更なる活用を図ります。
- 特別支援学校において、体験的な学習や遠隔授業などにICTを活用し、障がいの状態や特性に応じた効果的な学習を推進します。
- 特別支援学校高等部において、合同学習等により生徒の就業に向けた意欲や職業スキルの向上を図るとともに、企業等との連携により生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着のための支援を行います。
- 特別支援学校と地域の学校等との交流や、特別支援学校の子どもたちの地域活動やスポーツ文化活動などへの参加を通して、障がいのない子どもたちや地域に対し、障がいや障がい児・者への理解促進を図ります。
- 令和12年に開催を予定している全国障害者スポーツ大会が、特別支援学校の子どもたちのスポーツに対する興味・関心の高まりや、スポーツを通じた地域とのつながり、社会への参加・貢献意欲につながるよう、スポーツに親しむ機会を確保します。

²⁶ 個別の教育支援計画とは、障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行うために作成する計画のこと。

(2) 不登校児童生徒等への支援

[現状と課題]

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いています。「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日施行）を踏まえたいじめの積極的な認知により、いじめの認知件数も増加傾向にあります。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成 29 年 3 月策定）においては、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することや、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちが自らの進路を主体的に考えられるように支援することなどが明記されています。
- 県教育委員会の「不登校に関するアンケート調査」（令和 6 年 3 月実施）の結果によると、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にあります。
- 近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校は子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進するとともに、教育センター等での来所相談や 24 時間対応の電話相談、SNS を活用した相談など、学校外での相談体制を整備し、子どもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう、相談窓口の充実を図っています。
- いわゆるフリースクールをはじめとした民間機関と、学校や教育関係機関との相互理解に基づく連携・協働を推進することを目的として、フリースクール等連絡協議会を令和 6 年 10 月に設置しました。

[今後の方向性]

- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、子どもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点をもつことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図ります。

- 学校の空き教室や図書室などを活用した不登校児童生徒の校内での居場所の提供や支援員の配置に取り組む市町村を支援します。
- 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センター²⁷について、設置する市町村に対する支援を行うとともに、設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行います。
- 子どもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行います。
- 中学校在学中に長期にわたって欠席した生徒等を対象に、一般入学者選抜及び第2次募集において、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を全日制・定時制課程のすべての学科において導入します。
- 高校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、宍道高校を拠点として、各学校が行う通信教育の支援を行います。

²⁷ 教育支援センターとは、市町村教育委員会が設置する、主に不登校児童生徒に対して、「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うための機関のこと。

(3) 学校と福祉の連携の推進

[現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑化・多様化してきており、例えば不登校の背景に生活困窮や発達上の課題、友人関係の悩み等、様々な実態があります。
- 令和6年度「島根県子どもの生活に関する実態調査」によると、生活困難層²⁸に該当する世帯の割合が小学校5年生で39.4%（5年前30.1%）、中学校2年生で42.7%（同32.5%）と、5年前に実施した調査と比較して増加している現状があります。
- これまで学校においては、家庭への支援として各種奨学金や就学援助制度を周知する等の取組を行ってきましたが、近年では学校だけでは対応が難しい事例が多く、社会福祉の視点からの支援の必要性が高まっています。
- 子どもたち一人ひとりの学びの機会を確保するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む全ての教職員が連携して子どもたちを支えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働した支援の充実が求められています。

[今後の方向性]

- 島根県社会福祉士会等との連携による教職員研修や学校への巡回訪問により、教職員の社会福祉に対する理解を深めるとともに、学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの更なる活用を図ります。
- 教職員の気づきが早期の連携につながり、効果的な支援が速やかに実現できるよう、「学校・福祉連携のための手引」（令和6年3月策定）などを活用するとともに、「気づく・つなぐ・支える」ためのスクールソーシャルワーカーや学校・福祉連携推進教員²⁹を含めた校内の組織体制の充実を図ります。
- 教職員が子どもたちの困難さに速やかに気づくことができるよう、また、子どもたちが自らの困難さを大人に相談したり助けを求めたりできるよう、日常的に子どもが意見を表す権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障する教育環境を実現するために、研修等を通じて子ども基本法の理解と実践を推進します。
- 地域における子どもの居場所の選択肢を増やすため、教育と社会福祉の両面から支援が必要な子どもたちを対象に学習支援を行う市町村の取組を支援します。

²⁸ 生活困難層とは、「島根県子どもの生活に関する実態調査」において、3つの要素（低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如）の2つ以上の要素に該当する「生活困窮層」と、いずれか1つの要素に該当する「周辺層」を合わせた分類のこと。

²⁹ 学校・福祉連携推進教員とは、島根県内の県立学校4校に配置され、管内の県立学校等からの相談を受け、学校と福祉の連携を推進する教員のこと。

(4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

[現状と課題]

- 県内の小学校、中学校では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、幼児教育施設においても、日本語指導が必要な幼児や海外から帰国した幼児が在籍しています。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導はもとより、生活面の指導や個別の教科学習への支援など、多岐にわたる支援が必要です。
- 高校などへの進学を希望している生徒の中には、学習言語としての日本語の習得が十分でないなどの理由により、進学を断念せざるを得ないケースがあります。
- 県立学校に入学する日本語指導が必要な生徒も増加しており、卒業時の進路実現に向けた支援体制の充実を図る必要があります。
- 宍道高校定時制課程においては、令和3年度から日本語指導の重点受入校として、「日本語理解」や「社会生活基礎」の科目を設定することなどにより、生徒の社会的自立のための支援を行っています。

[今後の方向性]

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導員等の配置や初期集中指導教室³⁰の設置等、市町村が行う日本語指導や体制整備等を支援します。
- 幼児期については、支援事例などを情報収集、展開することなどにより、子どもたち一人ひとりに応じた支援を行います。
- 小学校、中学校における日本語指導の一層の充実のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じた「特別の教育課程」を編成する市町村を支援します。
- 県立学校において、高校入学者選抜における特別措置³¹を実施するとともに、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者に対し文書翻訳や通訳等により支援します。
- 宍道高校において、日本語指導を担当する教員等の配置により、日本語指導が必要な生徒への教育と、卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ります。

³⁰ 初期集中指導教室とは、学校生活を送る上で必要な最低限の初期日本語の習得や学校生活に向けた事前指導など行う教室のこと。設置する市町村によって、名称は様々である。

³¹ 高校入学者選抜における特別措置とは、検査教科の一部免除、受検時間の延長、検査問題の漢字へのルビ振りなどのこと。

(5) 学び直しの体制の充実

[現状と課題]

- 高校の定時制・通信制課程では、中学校から進学してきた生徒、他の高等学校から転学してきた生徒、学び直しのために編入した生徒など多様な生徒が学んでいます。また、進学や就労に向けて高校卒業資格の取得を目指す生徒のほか、科目履修生³²など自己の教養を高めようと学ぶ生徒が在籍するという特徴もあります。
- これらの課程は、働きながら学ぶ勤労青少年の学びの場だけでなく、生活リズムや興味・関心など生徒一人ひとりのスタイルに合った学びの場となっており、近年では、集団での学びに馴染めない生徒や、日本語指導など少人数指導が必要な生徒等、教育上の配慮が必要な生徒も増加傾向にあります。

[今後の方向性]

- 生徒の興味・関心や能力、適性など、一人ひとりの成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要な一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けた、地域や社会の担い手を育成します。
- 宍道高校において、学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実や、学びに向かう意欲を喚起する魅力ある教育内容、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、多様な教育機会を提供します。
- 宍道高校定時制課程午前部において、少人数指導や日本語指導など、きめ細かな指導や支援を行うために必要な体制や環境を整備します。

³² 科目履修生とは、高等学校の卒業資格取得を目的とせず、自分の興味関心に応じて一部の科目の学習をする者のこと。

3 地域との協働による学びの充実

(1) 地域との連携・協働の推進

[現状と課題]

- 地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員³³や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。
- 高校と地域住民や地元企業などをつなぐ人材は、高校における探究的な学びの質の向上を図る上で重要となっています。
- 教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、全ての県立高校に構築されましたが、その活動内容がよりよい教育活動とよりよい地域を創ることにつながるよう、さらに活動の充実を図る必要があります。

[今後の方向性]

- 学校運営協議会で議論された、目指す子どもの姿や地域の姿が地域学校協働活動で具現化されるよう、地域総がかりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- 学校と地域をつなぐコーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施します。
- 高校魅力化コンソーシアムの活動が、各高校や地域の特色を活かした生徒の学びの充実や地域の活性化につながるよう、伴走等を通じて支援するとともに、高校生と教職員を対象とした高校魅力化アンケートの有効活用により、学校運営の基本方針であるグランドデザイン³⁴の実現を図ります。

³³ 地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために活動するコーディネートの役割を担う者のこと。

³⁴ グランドデザインとは、各高校が自校の目指す学校像や育成したい生徒像、特色ある教育課程及び求める生徒像等を示した基本構想のこと。

(2) 地域を担う人づくり

[現状と課題]

- 地域の活性化を図るためには、Uターン・Iターン者や外国人、関係人口などを含め地域に関わる様々な人々が課題を共有し、協働することが必要であり、地域の人々には、多様性を受け入れてお互いを認め合い、よりよい関係をつくることが求められます。
- 子どもや若者が地域社会の一員として活躍することに期待が高まっていますが、子どもが地域で活動する機会や、就職や進学を機に県外へ出た若者が地元に関わり、貢献できるきっかけや場はできつつあるものの、その範囲は限定的となっています。
- 公民館等を核として地域づくりを担うリーダーの人材確保や育成が十分でないことや、主体的に地域づくりに向かう地域住民が高齢化、固定化している状況があります。
- 県内の産業は、人口減少に伴う市場の縮小や働き手の不足、エネルギー・原材料価格の高騰などの厳しい経営環境にあるため、生産性向上と競争力強化等につながる先進的な知識及び技能をもつ、地域や産業界を支える人材の育成が求められています。

[今後の方向性]

- 「しまね社会教育師認証制度³⁵」「しまね社会教育サポーター登録制度³⁶」(令和6年11月創設)によるネットワークの構築や学びの場の創出などにより地域のリーダーとなる人づくりを推進します。
- 公民館等が実施する、子どもや若者が主体的に地域活動に参画し、地域とつながり続けることができる取組を支援します。
- 人づくりの拠点となる公民館等の機能強化や活動の充実を支援します。
- ふるさと教育等を通して、地域への愛着や誇り、貢献意欲を育むとともに、教科等の学びを深め、子どもたちの実行力を育成します。
- 高校では、大学や企業と連携した探究的な学びや、将来を見据えたキャリア教育を行うことにより、地域や産業界を支える人材育成を推進します。特に、専門高校(専門科系総合学科高校を含む)においては、地域のニーズに応じた即戦力となる人材の育成にも取り組みます。

³⁵ しまね社会教育師認証制度とは、社会教育に取り組む社会教育主事有資格者をしまね社会教育師として認証し、島根県の社会教育人材の活躍の活性化や意識づけ、ネットワークの構築を進めるとともに、社会教育機能を活かしながらしまねを創る人づくりを目的とする制度のこと。

³⁶ しまね社会教育サポーター登録制度とは、社会教育活動に取り組む地域住民をしまね社会教育サポーターとして登録し、しまね社会教育師認証者とのネットワークの構築を進めながら、社会教育機能を活かしたしまねを創る人づくりを推進するとともに、社会教育人材の裾野を広げることを目的とする制度のこと。

(3) 社会教育における学びの充実

[現状と課題]

- 人口減少や少子高齢化など多様な課題が顕在化する中、地域社会においては住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。
- 住民主体の取組を進めるためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組を牽引するコーディネート能力、ファシリテート能力、マネジメント能力などを有した社会教育の専門的人材が必要となります。
- 高等教育機関等と連携して社会教育主事講習を開催し、社会教育士³⁷を養成するための機会を確保しており、安定的に養成しています。一方で、社会教育士の活動内容や専門性が理解されておらず、その役割が十分に活かされていない場合もあります。
- 公民館等を拠点とした地域住民による活動に関わる子どもが増え、それを支える体制や環境を整える地域も見られますが、その取組には地域差があります。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題が増加していることから、安心して暮らせる社会の実現のために、一人ひとりの人権意識をさらに高めていく必要があります。
- 文化芸術は人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、子どもたちの教育においても重要です。

[今後の方向性]

- 社会教育士の活動内容や成果についての理解促進を図るため、高等教育機関等と連携した情報発信を行うとともに、社会教育士の知識・技術の向上に努め、地域課題解決に取り組む社会教育士等の養成・育成を図ります。
- 「しまね社会教育師認証制度」「しまね社会教育サポーター登録制度」（令和6年11月創設）により、社会教育人材の育成を推進するとともに、ネットワークの充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者を育成するとともに、社会教育の振興や生涯学習の推進を図る市町村等への支援や、情報提供や相談対応等の取組を推進します。
- 地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育基盤強化を図るため、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村等を支援するとともに、取組の成果等を展開します。

³⁷ 社会教育士とは、令和2年度以降の社会教育主事講習の修了者が「社会教育士（講習）」、社会教育主事養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる称号のこと。社会教育士には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。

- 様々な人権課題に対して、関係機関と連携しながら、幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。
- 児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度等により、青少年の文化活動の推進を図るとともに、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供します。

「しまね社会教育師認証制度」と「しまね社会教育サポーター登録制度」の詳細は、以下のとおり。

この指とまれ! しまねの社会教育人材 認証・登録制度

ふたつの制度!

- ①しまね社会教育師認証制度
- ②しまね社会教育サポーター登録制度

島根県教育委員会は、今後ますます社会教育人材が活躍することを期待し、しまね社会教育師認証制度、しまね社会教育サポーター登録制度の運用を開始します。

積極的にご参加いただき、しまねの社会教育を一緒に盛り上げていきましょう!

①しまね社会教育師 認証制度

[期待される役割]

- 活動の場において、社会教育的な視点を持ちながら、「師」が意味する「教え」、「導く」役割を期待します

[対象となる人]

- 社会教育主事有資格者
- 社会教育主事講習を修了した人 (新旧制度問わない)
- 大学の社会教育主事養成課程修了者 (例)

現在社会教育主事の発令者
過去、社会教育主事の発令者
講習を修了した公民館等職員
社会教育士の称号を取得した人 など

②しまね社会教育サポーター 登録制度

[期待される役割]

- 社会教育的な視点を持ちながら、地域の中で脈々と活動を「紡ぐ」役割を期待します

[対象となる人]

- 島根県において社会教育のノウハウやスキルを生かして人づくりや地域づくりに関わっている人
- しまねの社会教育事業や活動に関わっている人、これから関わりたいと思っている人 (例)

社会教育委員、コーディネーター
公民館、コミセン、まちセン職員
親学ファシリテーター など

ロゴ 認証後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!



しまね
社会教育師

しまねの国
ご縁の国しまねの社会教育導き人

ロゴ 登録後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!



しまね
社会教育サポーター

しまねの国
ご縁の国しまねの社会教育紡ぎ人

登録 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください
※認証制度は社会教育主事講習の終了を証明する書類が必要です



登録 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください



(4) 家庭教育支援の推進

[現状と課題]

- 家庭教育は、子どもたちが基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他者への思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担っています。また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 核家族化が進むなど、家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、地域社会のつながりが希薄になり、親をはじめとする保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、悩みを気軽に相談できる人がいなかったりすることなどから、地域における保護者への支援の必要性が大きくなってきています。
- 本県では、家庭教育を支援するツールのひとつとして、保護者としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」、わが子だけでなく、“よその子・よその親・学校・地域等との関係性”も考える「親学プログラム2」を作成し、参加型研修等により県内全域でその普及に努めてきましたが、支援が必要な家庭に必ずしも行き届いていない、あるいは参加者が固定化しているといった課題が見られます。

[今後の方向性]

- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校やPTA等と連携した「親学プログラム³⁸⁾」、「親学プログラム2³⁹⁾」の活用により、子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、保護者の学びの場やつながりづくりの場の充実を図ります。
- 市町村や社会教育施設と連携しながら、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開します。
- 「親学プログラム」を進行する親学ファシリテーターや、保護者に関わる活動に参加してきた地域住民が「親学プログラム」にとどまらず、新たな家庭教育支援の取組に向かうことができるよう、市町村の取組に対して支援するとともに好事例を展開します。

³⁸⁾ 親学プログラムとは、わが子との関係性の中で子育てに関する気づきを促し、親同士のつながりづくりを目的としたプログラムのこと。

³⁹⁾ 親学プログラム2とは、わが子だけでなく、よその子・よその親・学校・地域との関係性も考えるなど、家庭外や地域社会における気づきによる学びや親同士のつながりづくり、地域全体で家庭教育を支援するネットワークづくりを目的としたプログラムのこと。

(5) 体験活動の充実

[現状と課題]

- 子どもたちの好奇心や規範意識の高まり、コミュニケーション力等の形成のためには、自然体験や異年齢の友だちとの遊び、地域活動等の体験が重要です。
- 様々な体験を重ねていくことは、子どもたちが地域社会とのつながりを深めるとともに自己肯定感を高めます。こうした体験は、探究的な学びに活かされ、子どもたちが社会の中で自立していくための力につながります。
- 生活環境の変化や家族形態の多様化などにより、子どもたちが置かれている状況は様々であり、体験活動の機会が得られずに、その個性や能力を十分に伸ばすことができない状況も考えられることから、すべての子どもたちが学びを深めることができる環境づくりが求められています。

[今後の方向性]

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、幼児期から発達の段階に応じた多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図り、実施方法や周知を工夫するとともに、国立三瓶青少年交流の家の利用を促進し、すべての子どもたちが体験活動を経験する機会を確保します。
- 子どもたちにとって身近な場所で体験活動ができるよう、公民館や関係団体等に対し、活動の場の創出や好事例の横展開への支援、体験プログラム作成等に関する指導助言等を行います。

4 教育の基盤となる環境の整備と充実

(1) 学びを支える指導体制の充実

[現状と課題]

- 近年、公立学校の教員配置において年度当初から欠員が生じる状況が起きており、教員採用試験の受験者数も減少しています。その根本的な原因は教員志望者数の減少であると考えられます。
- 学校と保護者の信頼関係のもと、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎学力の定着や、個性や能力を活かした教育の充実に図る必要があります。
- いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」など環境が大きく変化する学年段階の子どもたちに対して、きめ細かく支援する必要があります。
- いじめや不登校等、不安や悩みを誰にも相談できずにいる子どもたちに対しては、周囲の大人が子どもたちのSOSに気づき、組織的な対応を行ったり、関係機関等と積極的に連携して対応したりするなど、きめ細かな対応が必要です。

[今後の方向性]

- 高校生を対象に教職の魅力を伝える「教員志望セミナー」の開催や、大学1、2年生を対象とした学校体験・実習の実施、県外の大学との連携、「しまねの先生ナビ⁴⁰」を活用した教員の魅力発信等により、教員志望者の裾野拡大の取組を推進します。
- 教員採用試験の実施時期の早期化や年度途中での特別選考試験の実施等、教員確保に向けた直接的な取組と、働き方改革及び若手教員へのサポート強化等をあわせて推進します。
- 教員が子どもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、組織的にきめ細かな指導が実現できるよう、少人数学級編制を実施するとともに、非常勤講師やサポート人材を配置します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の効果的な活用により、組織的な支援体制の充実に図ります。

⁴⁰ しまねの先生ナビとは、教員という仕事のやりがい・魅力を発信することを目的とした島根県教員採用情報提供サイトのこと。



(2) 教職員の人材育成

[現状と課題]

- 教職員には、探究心をもって新しい知識及び技能を学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や、複雑化・多様化する様々な教育課題に対応できる専門性を高めることが求められています。
- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する状況において、個々の教職員の指導力を高めていくだけでなく、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携・協力し、チームの一員として組織的・協働的に対応する力が一層必要となっています。そのためには、管理職だけでなく、全ての教職員が学校マネジメントを理解し、その重要性を意識しながら教育を実践していく必要があります。
- 本県では、どの校種においてもミドルリーダーとしての経験を有する中堅層の教員（40歳前後）が少なく、経験豊富で知見があるベテラン層の教員（50歳以上）が多いなど、教員の年齢構成に偏りがあります。このため、若手を指導できる力量をもった中堅層の教員を育成するとともに、ベテラン層の中から、学校の運営・指導体制の構築に積極的に参画する教員を育成することが大きな課題となっています。

[今後の方向性]

- 全ての教職員に対し、「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」（令和6年4月改定）や「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針」（令和6年2月改定）の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を推進します。
- 教職員が探究心をもって学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や様々な教育課題に対応できる専門性を高めることができるよう、教職員研修の内容や研修方法の工夫・改善を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 「学校管理職等育成プログラム」（令和6年3月改定）を踏まえた、学校マネジメントを中心とした研修の実施により、管理職等の育成を推進します。

(3) 働き方改革の推進

[現状と課題]

- 社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務の是正及び、ワーク・ライフ・バランスの適正化を図ることにより教育の質の向上等を図るため、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定しました。
 - 業務改善事例集や各学校の取組事例の広報、働き方改革リーダー教員の養成や、多様な働き方に向けた実践研究などの業務改善のための研修等により教職員の意識改革に取り組むとともに、スクール・サポート・スタッフ⁴¹、スクールロイヤー等の外部人材の活用や、環境整備等の外部委託を推進しています。
 - 本県の状況は以下のとおりであり、「教職員の働き方改革プラン」で掲げる3つの数値目標（※）は一部未達成です。
 - ・ 時間外勤務の月平均は34.6時間、年415時間（令和5年度）
 - ・ 年次有給休暇の年5日以上取得は93.2%、取得日数は13.6日（令和5年）
 - ・ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合は61.3%（令和6年度）
- ※ 働き方改革の数値目標
- (1) 時間外勤務の上限の目安 月45時間（年360時間以内）
 - (2) 年次有給休暇の取得日数 全教職員が年5日以上、全校種の平均13日以上
 - (3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合 90%以上
- 令和5年12月に県教育長と全ての市町村教育長が保護者や地域住民をはじめ広く県民に対して、「共同メッセージ」を発出しました。

[今後の方向性]

- 個々の学校の実態をきめ細かに把握するとともに、教員にしかできない業務、教員でなくてもできる業務の精査など、学校が担う業務の適正化や平準化の取組を推進することにより、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します。
- 県立高校においては、入学者選抜におけるインターネットを活用した出願システムの導入やデジタル採点システムの活用などにより、教職員の負担軽減を図ります。
- 部活動における地域人材や、教頭マネジメント支援員など、外部サポート人材の更なる活用に取り組むとともに、年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方を検討・推進します。

⁴¹ スクール・サポート・スタッフとは、小学校、中学校において、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、事務作業等の業務支援を行う支援員のこと。

- 学校及び教員が担う業務の3分類、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」や「共同メッセージ⁴²」の内容を広く県民に広報、啓発することで、保護者や地域に理解と協力を求めています。

⁴² 共同メッセージとは、令和5年12月22日、県及び全19市町村の教育長が、保護者・地域の皆さまにお願いしたいことを具体的にまとめ、「共同メッセージ」として採択し、発表したものこと。

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さまへ —

教職員の「働き方改革」に ご理解・ご協力をお願いいたします。

誰かが、誰かの、
たからもの。

教職員には、豊かな人間性や使命感、教育的愛情といった資質を胸に抱き、子どもたちのために全力を尽くす責任があります。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、改善途上にあるものの、今なお長時間の時間外勤務が発生しており、若手の中途退職も増えています。さらに、小学校を中心に、配置すべき数の教職員を確保できない事態も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、生み出した時間を使って、前の授業を踏まえた次の授業の準備やプリント等の添削、個別の学習支援、教育相談など、子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合える環境をつくりたいと思っています。

このため、県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組みますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)



学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内にお願ひします。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時頃から午後5時頃までです。なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行うことがあります。



登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力を願ひします。

子どもたちの安全な登下校のため、引き続き、皆さまのご協力を願ひします。また、校外生活についてもご家庭でのご指導をお願いいたします。



地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会合・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。

学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者誰もが参加しやすい時間・方法の工夫を進めます。

島根県教育委員会教育長	松江市教育委員会教育長	浜江市教育委員会教育長	出雲市教育委員会教育長	益田市教育委員会教育長
大口市教育委員会教育長	安来市教育委員会教育長	江津市教育委員会教育長	浜田市教育委員会教育長	奥出雲教育委員会教育長
飯岡町教育委員会教育長	川本町教育委員会教育長	美郷町教育委員会教育長	島岡町教育委員会教育長	浜和野町教育委員会教育長
吉賀町教育委員会教育長	海士町教育委員会教育長	西ノ島町教育委員会教育長	知夫村教育委員会教育長	隠岐の島町教育委員会教育長

令和5年12月22日 共同メッセージ 於 島根県民会館

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

(4) 学校危機管理体制の充実

[現状と課題]

- 地震、豪雨などの自然災害、記録的な猛暑による熱中症などの厳しい気象条件による被害、集団で歩道を歩行中の交通事故といった子どもたちの安全を脅かす事件・事故などの危機管理事案が全国で発生しています。
- 様々な危機に対して適切かつ迅速な対応ができるよう、「学校危機管理の手引」を随時改訂し、県立学校や市町村教育委員会へ周知しています。また、学校においても、この手引を踏まえた危機管理マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制強化のほか、迅速な連絡手段を確保するなど、危機管理体制の整備に取り組んでいます。
- 学校においては、危機管理マニュアルに基づいて、事故発生の未然防止に努めるほか、事故等が発生した場合は迅速かつ適切な対応を図るとともに、事故等を教訓とした再発防止に向けた取組が必要です。
- 大きな事件、事故、災害等により、児童生徒や教職員に強いストレスによる心の健康問題が生じることがあるため、日頃からきめ細かな健康観察等を実施し、事故等が発生した場合には、心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておく必要があります。

[今後の方向性]

- 様々な危機管理事案が発生することを想定して「学校危機管理の手引（改訂版）」（令和6年7月改訂）の点検や見直しを行うとともに、学校においては、外部の専門家を招いての現地訓練の実施、警察や消防、医療機関などの関係機関と連携することによる危機管理体制の充実を図ります。
- 子どもたちや保護者が安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力の向上に向けた取組を推進します。
- 通学路等における、学校・警察・地域等との連携による危険箇所の把握や、交通安全の取組を推進します。
- 校内における相談体制の充実を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら児童生徒や教職員の心のケアに努めます。

(5) 学校施設の環境改善の推進

[現状と課題]

- 建築後 30 年以上経過した学校施設が増えてきたことによる老朽化対策等に加えて、トイレ洋式化やエアコン設置などの環境改善が必要となっています。また、照明器具のLED化など、脱炭素化社会の実現に貢献する環境に配慮した施設整備を推進していく必要があります。
- 小中学校では、統廃合の検討などのために校舎等の耐震化工事に着手できず、管内の学校の耐震化率が 100%に達していない市町村があります。
- 在籍者が増加する県立学校において、教室不足・狭あい化への対応や、多様化する生徒の特性等に対応した施設整備を進めていく必要があります。
- 江津地域の子どもたちにとって望ましい教育環境を将来にわたって維持できるよう、令和 10 年度を目途として県立高校を新たに設置することとしています。

[今後の方向性]

- 小中学校において、耐震化などの防災対策や特別教室等へのエアコン設置などの必要な整備が推進されるよう、補助要件の緩和等の財政支援の充実について、国への要望を行うなど市町村の取組を支援します。
- 県立学校において、老朽化した施設の改修に加え、トイレ洋式化や特別教室等へのエアコン設置、照明器具のLED化などの環境改善を、優先度を判断しながら計画的に実施します。
- 浜田養護学校について、校舎の老朽化や狭あい化の解消、実習施設の充実に向けた施設整備を実施します。
- 宍道高校について、教室不足の解消や多様な学びへの対応のための施設整備を実施します。
- 江津地域の県立高校の設置に向け、新設校開校準備委員会における議論等を踏まえた校舎や寄宿舎の施設整備を実施します。

(6) 部活動の地域連携・地域移行

[現状と課題]

- 部活動は、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技術等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学びに向かう意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育成するなどの教育的意義を有しています。
- ほとんどの地域が中山間地域や離島である本県では、少子化による部員数の減少により学校単独での大会参加が困難なことや、教員の負担、指導者の確保など多くの課題があります。これまでは、教員の献身的な勤務のもとで部活動の指導や運営が行われてきましたが、教員の実務的・精神的負担は大きく、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっています。
- 国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月策定）が示され、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」として、公立中学校の部活動の段階的な地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされるなど、部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

[今後の方向性]

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教員の負担を軽減するために地域人材の活用を進め、「部活動指導員⁴³」、「地域連携指導員⁴⁴」、「地域指導者⁴⁵」を県立学校へ配置するとともに、公立中学校に配置する市町村を支援します。
- 「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」（令和7年3月策定）に基づいて、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援します。

⁴³ 部活動指導員とは、部活動の顧問の役割を担い、単独で技術指導や大会等への引率を行う者のこと。

⁴⁴ 地域連携指導員とは、単独で技術指導を行い、大会等の引率は部活動の顧問と協力して行う者のこと（単独での引率も可能）。

⁴⁵ 地域指導者とは、部活動の顧問とともに技術指導を行う者のこと（引率業務は行わない）。

(7) 図書館サービスの充実

[現状と課題]

- 県立図書館には、従来からの資料の貸出しやレファレンス等の読書支援、調査・研究支援に加えて、様々な地域の課題解決に役立つ情報提供など、多様化する県民ニーズに対応する情報の拠点となることが求められています。
- 現在では、県内すべての市町村に図書館等が整備されていますが、蔵書数などは市町村によって差があるため、県立図書館には市町村立図書館等への図書の相互貸借や図書館職員の人材育成などの役割が求められています。

[今後の方向性]

- 市町村立図書館等と連携し、多様化する県民ニーズに対応した情報提供により、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実や、知的財産の拠点として調査・研究を支援します。
- 身近な場所で多くの図書に触れることができるよう、市町村立図書館等の図書の貸出支援や、図書館職員の人材育成支援などによる読書環境の整備を推進します。
- 読書ボランティアと連携した乳幼児期から本に親しむ環境づくりや、バリアフリー資料の整備等により、県民の読書機会の充実を図ります。

(8) 文化財の保存・継承と活用

[現状と課題]

- 本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群をはじめ、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」⁴⁶や出雲大社、松江城、石見銀山などの世界に誇りうる歴史文化遺産が数多くあり、その価値や魅力を、広く情報発信することが必要です。
- 歴史文化遺産を次世代に継承していくための保存修理や技術の伝承、後継者の育成とともに、それらを活用し学びを深め、県民の郷土に対する愛着と誇りの醸成を図ることが必要です。

[今後の方向性]

- 歴史・文化への興味・関心や学びに向かう意欲が高まるよう、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や県内外での講演会開催・オンライン配信などにより発信します。
- 文化財の指定等により保護を図り、所有者等による保存修理や伝統文化の継承活動を支援するとともに、地域の文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、学校での学びや地域住民による利活用を促進します。
- 令和9年に発見500年・世界遺産登録20周年を迎える石見銀山について、大田市等と連携した魅力化や持続化の取組を推進します。

⁴⁶ 全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」

奈良時代に諸国で編纂された風土記は、いずれも原本が残っておらず、5カ国（常陸・出雲・播磨・豊後・肥前）の風土記のみ写本で伝えられている。このうち全体が残るのは『出雲国風土記』のみである。

(9) 私立学校への支援（総務部総務課）

[現状と課題]

- 建学の精神と独自の教育方針の下、公教育の一翼を担う私立学校の教育環境・教育水準の維持向上や、私立学校ならではの特色ある教育活動を展開するため、私立学校に対する支援が必要です。
- 少子化の影響により、多くの学校において入学生の確保が課題となっています。
- 子どもたちの修学の継続や、教育環境・教育水準の維持向上には、保護者負担の軽減のための支援が必要です。

[今後の方向性]

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのための経常費助成などを支援します。
- 私立高等学校や専修学校の経営健全化を確保するために、学校自らが行う魅力的な教育環境の整備や生徒確保の取組に対して支援します。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための取組に対して支援します。

(諮問文)

島教総第959号

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方について、別紙の理由を添えて諮問します。

令和 6 年 3 月 18 日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、令和 2 年 3 月に、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」という基本理念には、ふるさと教育などを通して、島根での学びを自らの原点にもち、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこに住んでいても、地域の人々と関わりをもって、地域の発展を支えていく心豊かな人を育てたいとの想いを込めています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の 2 つをコンセプトとした、第 4 期教育振興基本計画が昨年 6 月に閣議決定されました。

さらに、昨年 12 月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、基礎学力の低下、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化しています。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期計画にまとめ、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

そのため、次期計画の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

(答申文)

島根県教育委員会 様

今後を見通した島根県の教育の在り方について (答申)

本審議会は、令和6年3月18日付で、島根県教育委員会から今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問されました。

慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

令和6年9月20日

島根県総合教育審議会
会長 肥後 功一

国連は2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットからなる取組(SDGs)を掲げ、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、人類の平和と協調を推進しようとしている。わが国も含め、加盟各国が努力を続けているところであるが、その一方、前回、島根県総合教育審議会が現行の教育ビジョン策定のために答申を出して(2020年1月)以降、世界ではいくつもの紛争や対立が生じ、その長期化も懸念されている。またこの5年間には、新型コロナウイルスのパンデミック、世界各地における大規模な森林火災や洪水など地球温暖化の深刻化を示す現象の増加など、われわれは地球規模で進行する厄災を経験し、まさに未知の課題に直面する中で国を超えた人類としての叡智が試されている。また高度な性能を備えたロボットや人工知能の開発、無線操縦で飛行する小型無人機(ドローン)の実用化、治療法のなかった病気に対する新薬の開発、ChatGPTなどの生成AIの登場と日常化、無人運転車や空飛ぶ車の開発など、各分野の技術革新も著しく、これからの時代を生きていく子どもたちの仕事を想像することさえ難しいような状況が生じている。

こうした奔流の中に子どもは生まれ、あっという間の教育期間を過ごし、そして18年後には成人として未来の社会を担うこととなる。もちろん人生100年時代といわれる長寿社会においては、教育期間も長期化し、生涯学び続ける力が求められることになるだろう。しかしそれでもやはり、幼児教育に始まり初等・中等教育へと続く人格形成期の学校教育の時代が、子どものその後の人生にとって、特別な意味を伴って重要であることに変わりはない。

島根県総合教育審議会(以下、審議会という)は、令和6年3月18日付で島根県教育委員会より、今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問を受け、以来、上述のような現在、近未来の教育の動向や、島根県が進めてきた教育の特質を踏まえ、6回に及ぶ議論を重ねてきた。この答申においては審議の結果を総括し、3つの基本目標(及び、学校の姿)、3つの育成したい資質・能力(及び、大切にしたい教育環境)を提示するとともに、新たな項目として「教職員の資質・能力が発達し発揮される環境の整備」を設け、今後およそ5年を目途として島根県の教育がめざすべき姿を示した。

本答申が次期しまね教育ビジョンの策定に役立てられることを願う。

島根県総合教育審議会委員名簿

任期：令和5年8月9日～令和7年8月8日

氏名	職業等	備考
宇谷 留美	元 出雲養護学校PTA会長	
大野 貴代美	島根県高等学校PTA連合会 副会長	
小川 静香	元 日の丸保育所所長	
香川 奈緒美	島根大学 教育学部 准教授	
川中 淳子	島根県立大学 人間文化学部 教授	副会長
坂手 洋介	島根県PTA連合会 会長	
谷本 祐一郎	株式会社ベネッセコーポレーション 教育情報センター センター長	
野津 浩一	隠岐の島町教育委員会教育長	
肥後 功一	島根大学 名誉教授	会長
前田 幸二	島根日日新聞松江支局 論説委員	

(敬称略、五十音順)

島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
令和6年3月18日	1 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」を諮問 2 現行ビジョンの概要と主な施策の成果等 3 島根県の教育における令和6年度の主な取組 4 諮問事項に係る意見交換
5月13日	県教育委員会が取り組んでいる教育の姿を議論
6月11日	1 関係者からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県社会教育委員 大地本 由佳 氏 ・ 島根県臨床心理士・公認心理師協会会長 和田 葉子 氏 ・ 島根県社会福祉士会理事（副会長） 太田 桂子 氏 ・ 島根県放課後児童支援スーパーバイザー 江角 千絵 氏 2 答申に関する意見交換
7月8日	1 関係者からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県市町村教育委員会連合会会長 杉谷 学 氏（出雲市教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会会長 藤原 亮彦 氏（松江市教育委員会教育長） ・ 島根県町村教育長会会長 宇山 廣繁 氏（川本町教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会副会長 岡田 泰宏 氏（浜田市教育委員会教育長） 2 答申に盛り込む項目の検討
8月8日	答申(案)の審議
9月17日	答申の審議
9月20日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

島根県教育大綱

令和 7 年 3 月
島 根 県

I 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項*の規定に基づき、島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

II 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

III 基本理念

グローバル化やデジタル化の進展等、社会が急速に変化していく中で、日本や世界を見渡す広い視野と島根への愛着と誇りを持ち、世界や日本と自分との関係や生まれ育った地域と自分との関係を意識しながら、夢や希望の実現に向かって意欲的に進むとともに、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を育むことが大切です。

島根には人と人とのつながりやあたたかさがあります。人を思いやり、人を大切にすることにより生まれる絆は、地域を支え、未来の島根を創る力にもつながります。

次世代を担う人材を育成するうえで、教育の果たす役割は非常に大きく、豊かな自然、歴史・文化、あたたかい地域社会などの優れた環境も活かして、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、ふるさと教育などの島根らしい魅力ある教育に取り組む必要があります。

自分たちが生まれ育った地域について子どもの頃から学び、島根の良さや魅力を知り、島根の未来を考え、将来の自分の役割に思いを馳せることは、社会人として自立していく上でも重要です。県内のみならず、海外を含む県外のどこに住んでいても、島根で育ち学んだ自信を胸に、夢や希望を実現できる人、島根をはじめ地域の未来を支える人となるよう取り組んでいきます。

こうした考えのもと、知事部局と教育委員会が島根創生も見据えた教育の振興と人材の育成に関し意志の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ施策に取り組んでいきます。

IV 基本方針

1 個性を活かし学ぶ力を伸ばす教育

(1) 発達の段階に応じた学力の育成

① 基礎学力の定着

学習のつまずきを把握し、学びの段階に応じて必要とされる知識・技能の習得を確認しながら、子どもたちへの学習支援や授業改善を行い、小学校段階における基礎学力の定着を図ります。

② 学びに向かう力を高める教育の推進

本物に触れる体験等から学ぶ楽しさを知り、学びへの興味・関心の高まりが確かな学力につながるよう、学校種を超えた連携を図りながら学びに向かう力を育てます。

(2) 望ましい生活習慣の定着

子どもたちが主体的に学んだり、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、学校と家庭が連携しながら望ましい生活習慣の定着を図ります。

(3) 幼小連携・接続の推進

幼児教育において育まれた自立心や豊かな感性等が小学校での学びにつながるよう、幼児教育施設・小学校・地域・保護者が一体となって、円滑な幼小連携・接続を推進します。

(4) 学びを支える教育環境の整備

児童生徒の学びを支え、安心して学校生活を送ることができるよう、教育的環境の形成と安全確保に努めます。

2 一人ひとりを尊重し共に歩む教育

(1) 人権の尊重

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会をつくります。

(2) 教育上の配慮が必要な子どもの自立と社会参加の支援

障がいのある子ども、経済的に困難な環境におかれている子ども、不登校の子どもなど、教育上の配慮が必要な子どもたちが、適切な支援を受けて、その能力を最大限に伸ばし、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくります。

(3) 国際交流と多文化共生の推進

グローバル化の進む社会で活動する人材を育てるとともに、日本語教育の提供などにより外国人住民との相互理解を深め、多文化が共生する地域をつくります。

(4) 子育て支援の充実

次の世代が健やかに育っていくために、若い世代が安心して子育てできるよう、子どもの育ちや子育てを社会全体で支える地域づくりを進めます。

3 ふるさと島根から未来を創る教育

(1) 学校と地域の協働による人づくり

ふるさと教育や、地域課題解決型学習を含む探究的な学びなどを通して、学校・家庭・地域が一体となって、島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

(2) 高等教育の推進

県内高等教育機関、県内高等学校、県内企業などと連携し、地域に密着した研究・教育の充実を図り、地域社会に貢献する優れた人材を輩出します。

(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、地域振興や地域課題の解決など地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

(4) 青少年の健全な育成

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身共に健やかに成長できる社会をつくりまします。

4 学ぶことの楽しさが生涯続く教育

(1) 社会教育の推進

公民館やNPO団体等、社会教育を推進する関係者と連携して、県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で活かすことができる社会をつくりまします。

(2) 地域で活躍する人づくり

県民が、スポーツ・文化芸術活動・健康づくり活動や、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを通して、地域で活躍する人づくりを推進します。

(3) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、いきいきと心豊かに暮らせる地域をつくりまします。

(4) 文化財の保存・継承と活用

全国に誇る島根固有の歴史・文化についての調査研究、保存・継承を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促します。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。